

給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の付加価値額の控除に関する明細書  
 (法第72条の2第1項第1号に掲げる事業)

事業年度	・ ・	法人名	
------	--------	-----	--

1. 雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した額の計算

雇用者給与等支給額	①	円	控除対象額 ①-② (マイナスの場合は0)	③	円
比較雇用者給与等支給額 ⑦	②				
比較雇用者給与等支給額の計算					
前事業年度又は前連結事業年度	国内雇用者に対する給与等の支給額		適用年度の月数 ④の前事業年度又は前連結事業年度の月数	比較雇用者給与等支給額 ⑤×⑥	
④	⑤		⑥	⑦	
・ ・	円			円	
継続雇用者給与等支給増加割合の計算					
計算対象額の別		当該法人の額 ・ 各連結法人の合計額			
継続雇用者給与等支給額又は継続雇用者給与等支給額の合計額	⑧	円	継続雇用者給与等支給増加額 ⑧-⑨ (マイナスの場合は0)	⑩	円
継続雇用者比較給与等支給額又は継続雇用者比較給与等支給額の合計額	⑨		継続雇用者給与等支給増加割合 ⑩/⑨ (⑨=0の場合は0)	⑪	
国内設備投資に係る計算					
計算対象額の別		当該法人の額 ・ 各連結法人の合計額			
国内設備投資額又は国内設備投資額の合計額	⑫	円	当期償却費総額又は当期償却費総額の合計額の95%相当額 ⑬× $\frac{95}{100}$	⑭	円
当期償却費総額又は当期償却費総額の合計額	⑬				

2. 労働者派遣等をした法人等の計算

労働者派遣等をした法人					
報酬給与額 別表5の3⑫	⑮	円	⑯又は(⑰×75%)のうち小さい額	⑱	円
派遣労働者等に支払う報酬給与額の合計 別表5の3⑨	⑰		控除対象額 ③×⑮/(⑮+⑱)	⑲	
派遣先から支払を受ける金額の合計 別表5の3⑩	⑰				
非課税事業等、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人					
①のうち所得等課税事業に係る額又は①×⑳/㉔	㉒	円	国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数	㉓	人
①のうち収入金額等課税事業に係る額又は①×㉕/㉔	㉑		国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数	㉔	
控除対象額 ③×㉒/①、③×㉑/①又は⑱×㉑/①	㉒		国内における事務所又は事業所の期末の従業者数	㉕	

3. 付加価値額から控除する額の計算

収益配分額 別表5の2④	㉖	円	雇用安定控除調整率 (㉖-㉗)/㉖	㉘	
雇用安定控除額 別表5の2⑨	㉗		付加価値額からの控除額 ③×㉘、⑱×㉘又は㉒×㉘	㉙	円

給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の付加価値額の控除に関する明細書  
 (法第72条の2第1項第1号に掲げる事業)

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

1. 雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した額の計算

雇用者給与等支給額	①	円	控除対象額 ①-② (マイナスの場合は0)	③	円
比較雇用者給与等支給額 ⑦	②				
比較雇用者給与等支給額の計算					
前事業年度又は前連結事業年度	国内雇用者に対する給与等の支給額		適用年度の月数 ④の前事業年度又は前連結事業年度の月数	比較雇用者給与等支給額 ⑤×⑥	
④	⑤		⑥	⑦	
・	円			円	
継続雇用者給与等支給増加割合の計算					
計算対象額の別		当該法人の額 ・ 各連結法人の合計額			
継続雇用者給与等支給額又は継続雇用者給与等支給額の合計額	⑧	円	継続雇用者給与等支給増加額 ⑧-⑨ (マイナスの場合は0)	⑩	円
継続雇用者比較給与等支給額又は継続雇用者比較給与等支給額の合計額	⑨		継続雇用者給与等支給増加割合 ⑩/⑨ (⑨=0の場合は0)	⑪	
国内設備投資に係る計算					
計算対象額の別		当該法人の額 ・ 各連結法人の合計額			
国内設備投資額又は国内設備投資額の合計額	⑫	円	当期償却費総額又は当期償却費総額の合計額の95%相当額 ⑬× $\frac{95}{100}$	⑭	円
当期償却費総額又は当期償却費総額の合計額	⑬				

2. 労働者派遣等をした法人等の計算

労働者派遣等をした法人					
報酬給与額 別表5の3⑫	⑮	円	⑯又は(⑰×75%)のうち小さい額	⑱	円
派遣労働者等に支払う報酬給与額の合計 別表5の3⑨	⑰		控除対象額 ③×⑮/(⑮+⑱)	⑲	
派遣先から支払を受ける金額の合計 別表5の3⑩	⑰				
非課税事業等、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人					
①のうち所得等課税事業に係る額又は①×⑳/㉔	㉒	円	国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数	㉓	人
①のうち収入金額等課税事業に係る額又は①×㉕/㉔	㉑		国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数	㉔	
控除対象額 ③×㉒/①、③×㉑/①又は③×㉑/①	㉒		国内における事務所又は事業所の期末の従業者数	㉕	

3. 付加価値額から控除する額の計算

収益配分額 別表5の2④	㉖	円	雇用安定控除調整率 (㉖-㉗)/㉖	㉘	
雇用安定控除額 別表5の2⑨	㉗		付加価値額からの控除額 ③×㉘、⑱×㉘又は㉒×㉘	㉙	円